

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて

■認定有効期間の延長

現在の認定有効期間を12ヶ月延長とします。

■対象者

- (1) 更新申請のうち、介護保険施設や病院等において面会を禁止する等の措置が取られ、認定調査ができない方
- (2) すべての更新申請のうち、感染拡大防止を図る観点から面会が困難で、認定調査ができない方

※「面会が困難」な場合とは、被保険者および同居する方が感染もしくは感染の疑いがある場合のほか、感染するリスクを避けることを理由に被保険者やご家族等から訪問調査を拒まれた場合も該当するものとします。

■注意事項

- (1) 更新申請の手続きをされた方が対象となりますので、申請手続きは必ず行ってください。
- (2) 新規申請・区分変更申請は上記の臨時的取扱いの対象とはされていません。
- (3) 上記の内容について、今後、国から通知等により取扱いが変更になることがあります。

〈参考〉

面会が禁止されている介護保険施設・病院および調査拒否等されている在宅等の取扱い

	施設入所中（GH等を含む）	病院に入院中	在宅
更新	【臨時的取扱い】 ※従前介護度および有効期間の延長を実施		
新規	—	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 ※認定が遅れる旨を説明し、 日程の再調整
区分 変更	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 面会が解禁されたら調査実施	【調査保留】 ※認定が遅れる旨を説明し、 日程の再調整